

- 本年10月1日に事務連絡を発出し、各都道府県において今夏の感染拡大を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」を策定いただくよう依頼。10月末までに各都道府県で策定方針を取りまとめ、11月12日、国において「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」として公表。
- その後、各都道府県において11月末までに方針に沿った具体的な体制の構築が完了し、計画として取りまとめられたため、今般、公表するもの。

1) 病床の確保、臨時の医療施設の整備

- 今夏ピーク時の2割増となる入院受入数を国から目標として示し、全体像では3割増をめざすとしていたところ、都道府県と医療機関が協議し3割増の体制を構築。

<入院受入者数>

今夏のピーク時 今後の最大数

約2.8万人 ⇒ **約3.7万人**（約3割、約1万人の増）

※今夏ピーク時は入院待機者約1千人を含む。

- ・ うち、病床増によるもの **約5千人分**
（病床は約6千床増（**約3.9万床**→**約4.6万床**）
※臨時の医療施設のうち病床カウントするものを含む。
- ・ うち、病床の使用率向上によるもの **約5千人分**
（感染ピーク時の確保病床使用率：**約68%**⇒**約82%**）

（参考）公的病院における受入患者数、病床の増（12/7時点）

- ・ 厚生労働大臣から国立病院機構(NHO)・地域医療機能推進機構(JCHO)に、根拠法に基づく病床確保等を要求するなどにより、今夏ピーク時に比べ、受入患者数は**3.2千人**（**30%**）増、病床数は**2.0千床**（**15%**）増
（全体像時点では受入患者数2.7千人増・病床数1.6千床増）

※NHO東京病院において80床の臨時の医療施設を運営

<臨時の医療施設・入院待機施設>

※臨時の医療施設のうち病床カウントするものを除く。

今夏のピーク時 今後の最大数

約0.9千人分 ⇒ **約3.4千人分**（約4倍弱、約2.5千人増）

※厚労省HPに、コロナ患者を受け入れる医療機関と確保病床数を公表。

3) 医療人材の確保等

- 人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築。
- 医療ひっ迫時に医療人材の派遣に協力する医療機関と、職種ごとの具体的な派遣可能人数を調整。

※実際の派遣調整は、感染状況等を踏まえて個別に実施

2) 自宅・宿泊療養者への対応

- 全ての自宅・宿泊療養者について、陽性判明当日ないし翌日に連絡を取り、健康観察や診療を実施できる体制を構築。

<保健所体制の強化>

- ・ 保健所の人員体制を感染拡大状況に応じて段階的に強化（最大対応時は、平時の**約3倍体制**（平均：23.5人→73.3人））

<宿泊療養施設の更なる確保>

- ・ 宿泊療養施設の確保居室数

今夏のピーク時 今後の最大数

約4.7万室 ⇒ **約6.6万室** ※全体像から+約5千室
（**約4割、約1.9万室の増**）

※最大宿泊療養者数の見込みは約5.0万人

<地域の医療機関等との連携体制の確保>

- ・ オンライン診療・往診、訪問看護の実施等により、全国でのべ**約3.4万**医療機関等と連携した健康観察・診療体制を構築。

※全体像から+約1千

（内訳）医療機関 約1.2万、訪問看護ST 約1千、薬局 約2万

※最大自宅療養者数の見込みは約17.8万人

- 症状の変化に迅速に対応して必要な医療につなげ、また重症化を未然に防止する体制を構築。

- ・ パルスオキシメーターの確保数：**約70万個**（全自宅療養者に配布）
- ・ 中和抗体薬を、入院に加えて外来・往診まで様々な場面で投与できる体制を構築

- ・ 医療人材の派遣に協力する医療機関数 **：約2千施設**
- ・ 協力する施設から派遣可能な医師数 **：約3千人**
- ・ 協力する施設から派遣可能な看護職員数 **：約3千人**